

【3】 地すべり対策事業要求資料作成

(1) 標準歩掛

1) 地すべり観測業務に含めて委託

本歩掛は、地すべり対策事業における関連機関との協議資料作成に適用する。

(1箇所当り)

区分	職種	直接人件費						労務費
	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	製図工
概要書作成			0.4	0.7	0.7			0.7
計画表作成				0.4	0.7	1.4		0.7
添付資料作成			0.4	0.4	0.7	0.7		1.4
添付図面作成				0.3	0.7			0.7
合 計	0.0	0.0	0.8	1.8	2.8	2.1	0.0	3.5

(注) 1. 上記歩掛は、地すべり観測業務に含めて委託する場合を標準としている。

2) 要求資料作成のみで委託

本歩掛は、地すべり対策事業における関連機関との協議資料作成に適用する。

(1箇所当り)

区分	職種	直接人件費						労務費
	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	製図工
概要書作成			0.5	1.0	1.0	2.0		
計画表作成				0.5	1.5	1.5	1.5	
添付資料作成				0.5	1.0	1.0	1.0	
添付図面作成					0.5	1.0	1.0	2.0
合 計	0.0	0.0	0.5	2.0	4.0	5.5	3.5	2.0

(注) 1. 上記歩掛は、地すべり対策事業要求資料作成のみで委託する場合を標準としている。

3) 設計協議

本歩掛は、地すべり対策事業要求資料作成の設計協議に適用する。

(1業務当り)

区分	職種	直接人件費						労務費
	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	製図工
第1回打合せ			0.5	0.5				
中間打合せ				0.5	0.5			
成果品納入時			0.5	0.5				
合 計	0.0	0.0	1.0	1.5	0.5	0.0	0.0	0.0

(注) 1. 設計協議は、第1回打合せ、中間打合せ1回、成果品納入時の計3回を標準としている。

2. 第1回打合せ、成果品納入時は原則として、管理技術者が立ち会うよう特記仕様書に明示するものとする。

3. 地すべり観測業務に含めて委託する場合は、計上しない。